

令和7年度

委 託 仕 様 書

委 託 名

管渠清掃業務委託(2)

委 託 箇 所

南部第三準幹線(川口市里地内)ほか

委 託 大 要

委託期間: 契約日 ~ 令和8年2月27日

委託内容: 各幹線管渠伏越部マンホール(ピット)の伏越管路内清掃、荒川水循環センター汚泥排水槽等の清掃一式

清掃対象箇所

- ・南部第三準幹線 N3-54~N3-57(2水路清掃・昼間)
- ・南部第一準幹線 N1-19~N1-20(2水路清掃・昼間)
- ・南部第一準幹線 N1-27~N1-30(2水路清掃・昼間)
- ・荒川水循環センター各汚泥排水槽等(5箇所・昼間)
- ・荒川水循環センター側溝及び雨水管(3箇所・昼間)

本委託費内訳書

[illegible]

A-1 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単 位				

[illegible]

直接委託費(処理場)

[illegible]

A-3 代価表

間接委託費

[illegible]

[illegible]

計

B-2 代価表

種 別	数量	単 価	金 額	摘 要
単位				

[illegible]

B-3 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単 位				

[illegible]

B-4 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単 位				

[illegible]

[illegible]

計

B-6 代価表

水替工

[illegible]

B-7 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単 位				

[illegible]

[illegible]

報告書作成工

種 別

单位

数量

单 价

金額

摘 要

CD-R(清掃作業報告用)

枚

計

安全費

[illegible]

C-1 代価表

吸泥車清掃工	伏越マンホール部	1日(1m ²)当り
--------	----------	------------------------

[illegible]

C-2 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
	単 位			

[illegible]

C-3 代価表

吸引車清掃工 汚泥排水槽 1日当り

[illegible]

側溝清掃工(組合せ作業)1m当り

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人				
普通作業員	人				
排水管清掃車運転 ジェット式 5.3～5.8m ³	hr				D-1代価表
側溝清掃車運転 ブロワ式 4.5～5.0m ³	hr				D-2代価表
諸 雑 費	式	1			
計					
1m当り	m				

角落とし操作工

[illegible]

[illegible]

特殊強力吸引車運搬工(1m³当り)荒川水循環センター排水槽等

土砂運搬工(1m³当り)荒川水循環センター側溝

[illegible]

[illegible]

吸引車運搬工(1m²当り)南部第一準幹線N1-19~N1-20

吸引車運搬工(1m³当り)南部第一準幹線N1-27~N1-30

[illegible]

[illegible]

吸引車運搬工(1m³当り)南部第三準幹線N3-54~N3-57

[illegible]

事業損失防止施設費

[illegible]

[illegible]

雨水管清掃工(雨水管1日当り)

[illegible]

排水管清掃車運転工(1時間当り) ジェット式 5.3~5.8m3

[illegible]

D-2 代価表

側溝清掃車運転工(1時間当り) ブロワ式ホツパ重量4.5~5.0m3

[illegible]

D-3 代価表

[illegible]

D-4 代価表

[illegible]

簡易トイレ資料

[illegible]

E-2 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
単 位				

[illegible]

特 記 仕 様 書

委 託 名	管渠清掃業務委託（２）
委託箇所	南部第三準幹線（川口市里地内）ほか
委託期間	契約日～令和８年２月２７日

公益財団法人 埼玉県下水道公社

1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託業務に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。

2 概要 本委託業務は、南部第三準幹線（川口市里地内）他2箇所（全6水路）の伏越部マンホール内ピット及び伏越管路内清掃を行うものとする。
また、荒川水循環センター内の汚泥処理・水処理施設の各排水槽及び側溝の底部側壁に付着、堆積しているヘドロ等の除去と清掃を実施するものである。

対象箇所

(1) 南部第三準幹線

- ・ N3-54 (川口市里160) ～N3-57 (川口市里165)

(2) 南部第一準幹線

- ・ N1-19 (戸田市川岸3丁目9) ～N1-20 (戸田市本町5丁目1)
- ・ N1-27 (戸田市下前2丁目10) ～N1-30 (戸田市下前1丁目12)

(3) 荒川水循環センター 戸田市笹目5-37-14

3 業務範囲 本委託の業務範囲は次のとおりとする。

(1) 管渠

幹線名	区間	作業時間帯	管構造	管径 (mm)	清掃箇所 (m)		土砂運搬量 (m ³) (予定)
南部第三準幹線	N3-54～N3-57	昼間	2連管	900	26.8 (13.4×2)	2水路清掃	7.77
南部第一準幹線	N1-19～N1-20	昼間	2連管	1,500	65.2 (32.6×2)	2水路清掃	11.4
	N1-27～N1-30	昼間	2連管	1,350	64.2 (32.1×2)	2水路清掃	13.4

(2) 荒川水循環センター

土砂運搬量 (m³) (予定)

ア 第2汚泥脱水機棟 排水槽

コンクリート製 8.5m×2.5m×5.0m 3.61

イ 第2汚泥脱水機棟 初沈汚泥受槽No.1

コンクリート製 7.4m×6.5m×7.0m 5.77

ウ 第2汚泥脱水機棟 混合汚泥受槽No.2

コンクリート製 7.5m×6.5m×7.0m 34.12

エ 第1汚泥濃縮棟 汚泥受槽

コンクリート製 12.0m×4.5m×4.5m 13.2

コンクリート製 6.0m×2.0m×4.5m

オ 第2処理水再利用棟 排水槽

コンクリート製 7.0m×2.5m×4.0m 15.75

	カ センター雨水側溝 汚泥処理前 U字溝 0.4m×0.4m×480m 9.6 キ センター雨水側溝 管理本館周り U字溝 0.4m×0.4m×161m 3.22 ク センター雨水管 管理本館周り ヒューム管 φ200～φ350×370m 1.36
4 業務内容	本委託業務の内容は次のとおりとする。 (1) 水路切替時の角落しの撤去、据付作業又は手動式ゲートの開閉作業 (2) 伏越部の排水作業（排水ポンプの設置及び撤去作業） 作業日毎にポンプを管渠内に設置し、排水は下流へ流すこと。 (3) 伏越部、マンホール（ピット）内、伏越管路内、センター槽内及び側溝内等の土砂等の除去、清掃作業 また、劣化、腐食又は浸入水箇所が見られた場合は報告すること。 (4) 発生土砂等の運搬作業（荒川水循環センター（戸田市笹目5-37-14）まで） (5) 荒川水循環センターへの土砂搬入後の計量及び排出作業 ア 搬入土砂等の計量は、荒川水循環センター内台貫を使用する。 イ 台貫計量後、土砂等を汚泥処理施設の場内返送管マンホールに排出する。
5 提出書類	受託者は、約款及び標準仕様書に基づく書類のほか次のものを提出すること。 (1) 道路使用許可証の写し (2) 酸素欠乏及び有害ガス濃度測定記録 (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届（特別教育修了書写し添付） (4) 産業廃棄物収集運搬業許可証（汚泥）の写し (5) 異常箇所の報告として、異常箇所報告書（別紙1）を作成すること。 全ての清掃箇所について報告するものとし、異常がない場合についても、異常なしと記載すること。 (6) 報告書については、電子データ及び製本版4部を提出すること。写真帳についても、4部提出すること。 (7) その他、監督員から指示があったもの
6 清潔の保持	受託者は、清掃時に汚水が飛散するのを防止するとともに、作業終了時にはマンホール付近を高圧洗浄車等で清掃すること。 また、悪臭及び汚水の流出等に十分注意すること。
7 清掃期間について	清掃場所によっては、中継ポンプ場の運転を停止させて行う場合があるため、極力多くの車両及び作業員を配置し、短期間で作業を終了させること。 また、水循環センター「第2汚泥脱水機棟 排水槽」、「第1汚泥濃縮棟 汚泥受槽」、「第2処理水再利用棟 排水槽」の清掃は、令和8年1月15日及び2月5日に実施すること。

8 安全管理
及び注意

作業上の注意事項については、次のとおりとする。

- (1) 管渠内及びマンホール内の作業にあたっては、酸欠・有害ガス及び流入水量等に十分注意をはらい事故防止のため万全の準備をしておかなければならない。
- (2) 作業員が管内で作業する前及び作業中は、必ず管渠内に空気を送風すること。
- (3) 酸素欠乏症等防止規則等関係法令を遵守すること。
- (4) 管渠内を出入りするときには、墜落に十分注意する。深さが2 m以上ある場合は墜落制止用器具を使用する等、安全対策を徹底する。
- (5) 不等沈下している箇所もあるので、流されないように十分注意し、流され防止対策を行った後、清掃等実施すること。
- (6) 道路上で作業するときは、道路使用許可を受け許可条件に従い、十分注意し安全に作業を行うこと。必ず現場の状況の応じた適切な保護柵、注意灯及び標識を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- (7) 夜間作業になるときは、必要以外の物音を立てないようにし住民の安眠を妨げないこと。
- (8) 次に掲げる安全装置等は、十分に用意しておくこと。
 - ア 有害ガス濃度測定器
 - イ 空気呼吸器・エアラインマスク等
 - ウ 安全ブロック・墜落制止用器具・ロープ等
 - エ 標示板・バリケード・すずらん灯・回転灯等
 - オ その他必要なもの
- (9) 作業箇所周辺の住民に作業内容を明記した看板を立て、協力を要請すること。また、必要によりチラシを作成し、配布すること。
- (10) 作業日毎に作業実施有無を監督員と協議した上で作業を実施すること。
- (11) 現場作業においては、各現場単位で緊急連絡がとれる体制で実施すること。
- (12) 埼玉県南中部（上尾市、さいたま市、戸田市、蕨市、川口市）に大雨・洪水に係る注意報又は警報（共に土砂災害は除く）が発令されている場合は作業を行わないこと。
また、作業中に発令された場合にも速やかに作業を中止すること。
- (13) 作業中は常時2名以上の交通整理員を配置し、事故防止等に努めること。
- (14) 管渠内部等に異常があった場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (15) 作業中に異常があった場合は、ただちに作業を中断し監督員に連絡すること。
- (16) 有毒ガスの飛散その他事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに必要な応急処置を行うこと。
- (17) 酸素欠乏危険作業場所及び類似の危険作業においては、法令で定められた作業主任者講習や特別教育修了者以外の者が業務に就かないこと。また、作業主任者を選任すること。

9 交通誘導

埼玉県公安委員会告示第130号（令和2年7月31日付け）において指定員の配置する路線（別紙2参照）で交通誘導等の業務が必要な場合には、交通誘導警備の1級又は2級検定合格証明書の交付を受けた交通誘導員を業務を行う場所ごとに1人以上配置すること。また、業務に従事している間は、合格証明書を携帯すること。

- | | |
|-------------------|--|
| 10 報告書の提出方法 | <p>本業務委託における報告書は、製本されたものとは別に、電子データによる報告も行うこと。</p> <p>(1) 対象 : 委託報告書、委託写真</p> <p>(2) 形式 : Excel形式(文書、写真等全て)</p> <p>(3) 数量 : CD-R 4枚</p> <p>なお、電子データについては、委託者より提供する電子ファイル(指定様式)に入力し提出する。</p> |
| 11 第三者等に及ぼした損害 | <p>受託者は、委託業務の履行に伴い第三者等に損害を与えないための注意義務を怠ってはならない。</p> <p>また、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は、受託者がその損害を賠償するものとする。</p> |
| 12 関係法規の遵守 | <p>受託者は、本業務の実施にあたり労働安全衛生法、廃棄物処理法、道路交通法、及び埼玉県公安委員会告示第130号(令和2年7月31日)等関係法令を遵守しなければならない。</p> |
| 13 環境配慮の取組 | <p>環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。</p> |
| 14 下水道施設台帳システムの登録 | <p>本委託で点検等をした管路施設の保全履歴について、公社が指定する様式に保全名称等の情報を整理し、電子データ(Excel形式)を提出する。</p> <p>また、報告書の考察(劣化状況等)をPDF形式にて提出する。</p> |
| 15 成果品の電子納品について | <p>受託者は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書の提出書類一覧表に定める報告書、写真等について必要部数を提出すること。また紙面で提出した場合でも、5(6)に記載の電子データ(PDF形式)での提出は必要とする。</p> |
| 16 その他 | <p>この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者が協議して定めるものとする。</p> |

異常箇所報告書

受託者

[illegible]

※全ての清掃箇所について報告するものとし、異常がない場合についても、異常なしと記載してください。

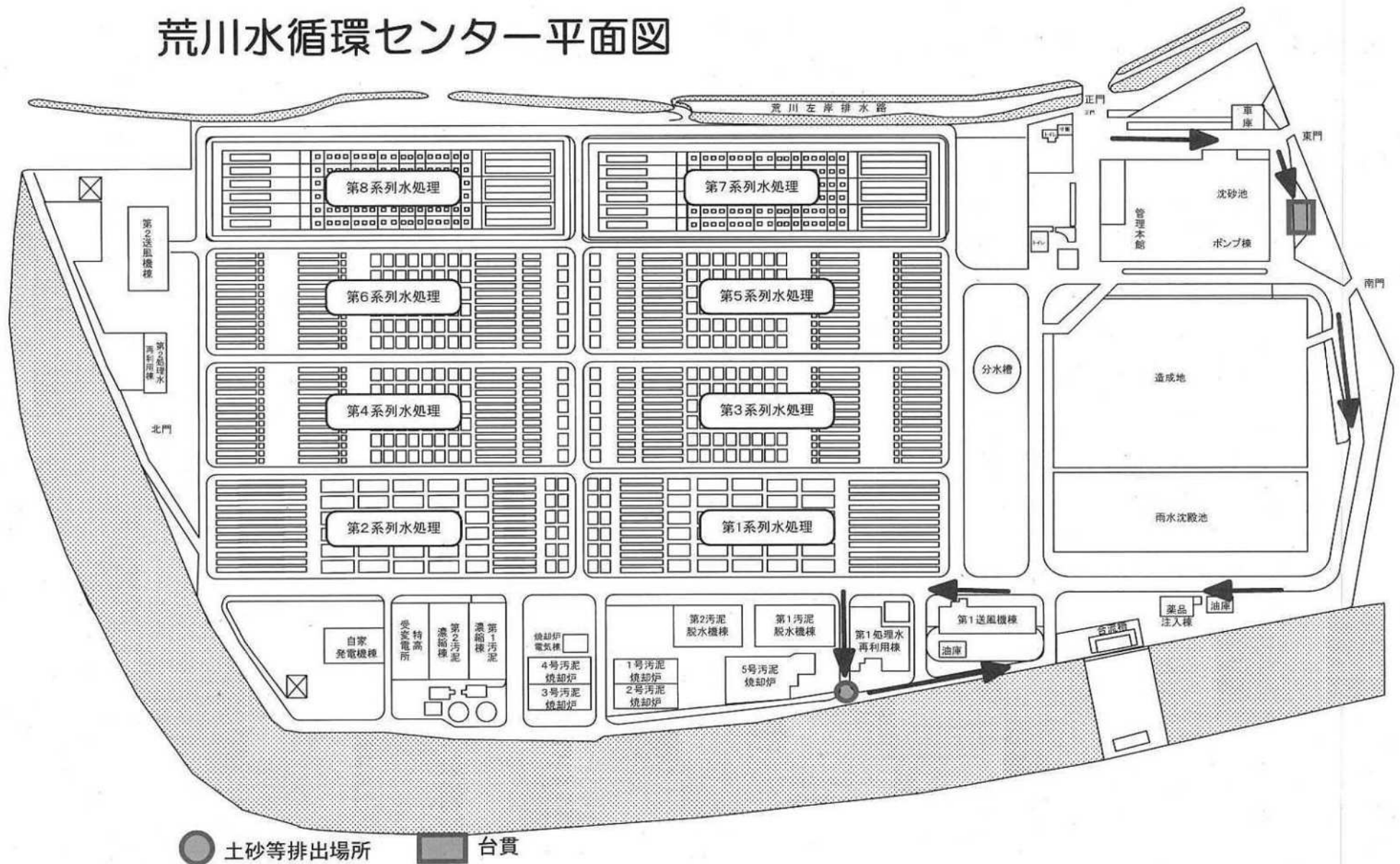
指定路線一覧表

No.	号線	路線名	No.	号線	路線名
1	-	一般国道4号	37	52号	県道越谷流山線
2	-	一般国道16号	38	54号	県道松戸草加線
3	-	一般国道17号	39	56号	県道さいたまふじみ野所沢線
4	-	一般国道122号	40	62号	県道深谷寄居線
5	-	一般国道125号	41	65号	県道さいたま幸手線
6	-	一般国道140号	42	66号	県道行田東松山線
7	-	一般国道254号	43	67号	県道葛飾吉川松伏線
8	-	一般国道298号	44	68号	県道練馬川口線
9	-	一般国道299号	45	78号	県道春日部菖蒲線
10	-	一般国道354号	46	80号	県道野田岩槻線
11	-	一般国道407号	47	102号	県道平方東京線
12	-	一般国道462号	48	109号	県道新座和光線
13	-	一般国道463号	49	111号	県道蕨桜町線
14	1号	県道さいたま川口線	50	113号	県道川越新座線
15	2号	県道さいたま春日部線	51	114号	県道川越越生線
16	3号	県道さいたま栗橋線	52	115号	県道越谷八潮線
17	5号	県道さいたま菖蒲線	53	116号	県道八潮三郷線
18	6号	県道川越所沢線	54	126号	県道所沢堀兼狭山線
19	10号	県道春日部松伏線	55	146号	県道六万部久喜停車場線
20	11号	県道熊谷小川秩父線	56	153号	県道幸手久喜線
21	12号	県道川越栗橋線	57	164号	県道鴻巣桶川さいたま線
22	15号	県道川越日高線	58	171号	県道ときがわ熊谷線
23	27号	県道東松山鴻巣線	59	179号	県道所沢青梅線
24	29号	県道草加流山線	60	195号	県道富岡入間線
25	30号	県道飯能寄居線	61	213号	県道曲本さいたま線
26	34号	県道さいたま草加線	62	214号	県道新方須賀さいたま線
27	35号	県道川口上尾線	63	239号	県道足立川口線
28	36号	県道保谷志木線	64	257号	県道青山熊谷線
29	38号	県道加須鴻巣線	65	261号	県道笠幡狭山線
30	39号	県道川越坂戸毛呂山線	66	266号	県道ふじみ野朝霞線
31	40号	県道さいたま東村山線	67	311号	県道蓮田鴻巣線
32	46号	県道加須北川辺線	68	323号	県道上尾環状線
33	47号	県道深谷東松山線	69	324号	県道蒲生岩槻線
34	49号	県道足立越谷線	70	326号	県道川藤野田線
35	50号	県道所沢狭山線	71	334号	県道三芳富士見線
36	51号	県道川越上尾線	72	376号	県道上笹塚谷口線

図 面 目 次

図番	図 面 名
1	流域管内図
2	荒川水循環センター平面図
3	南部第三準幹線N3-54～57 断面図
4	南部第三準幹線N3-54, 55 構造図
5	南部第三準幹線N3-56, 57 構造図
6	南部第三準幹線N3-54～57 容積図
7	南部第一準幹線N3-19～20 断面図
8	南部第一準幹線N1-19 構造図
9	南部第一準幹線N1-20 構造図
10	南部第一準幹線N1-19～20 容積図
11	南部第一準幹線N1-27～30 断面図
12	南部第一準幹線N1-27・28 構造図
13	南部第一準幹線N1-29・30 構造図
14	南部第一準幹線N1-27～30 容積図
15	荒川水循環センター清掃対象施設 案内図 (1)
16	荒川水循環センター清掃対象施設 案内図 (2)
17	第2汚泥脱水機棟地下1階 平面図
18	第1汚泥濃縮棟地下1階 平面図
19	第2処理水再利用棟1階 平面図
20	管理本館周り側溝雨水管

荒川水循環センター平面図



● 土砂等排出場所 □ 台貫

→ 汚泥処理施設 場内返送管マンホールへの経路

図面名 荒川水循環センター平面図 図番2

図面番号 3011 (南部第三準幹線)

埼玉県



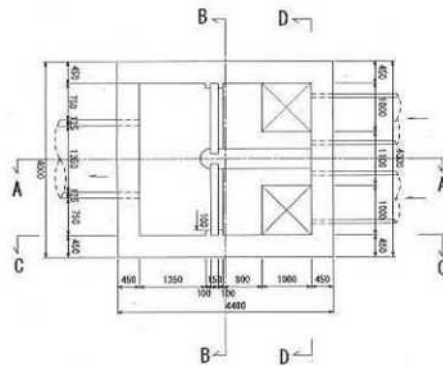
琦玉県

平定三十一至三十三期要

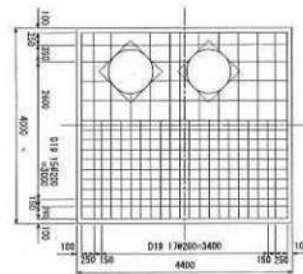
埼玉県

N3-56 N3-57 特殊人孔構造図 縮尺 1:50

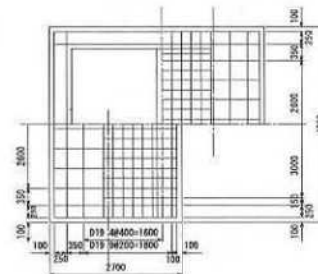
平面图



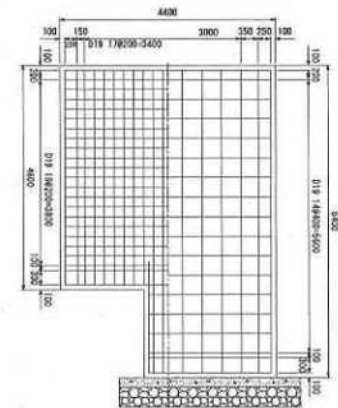
床版配筋图



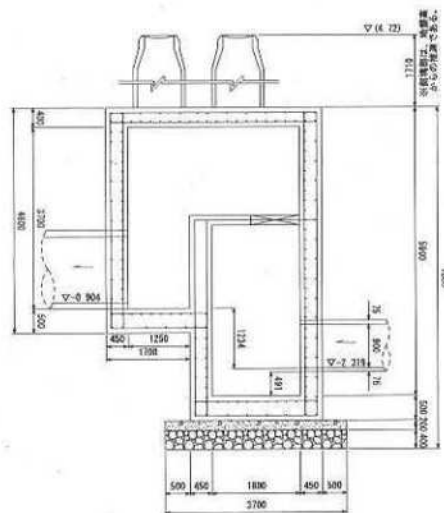
底版配筋图



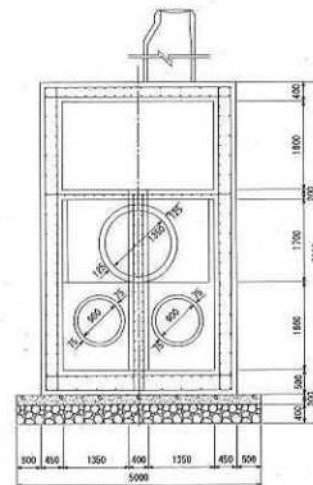
C-C断面配筋图



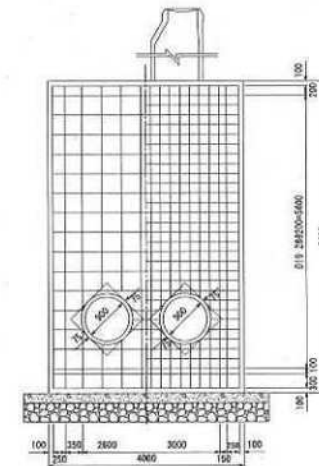
A-A断面图



B-B断面图

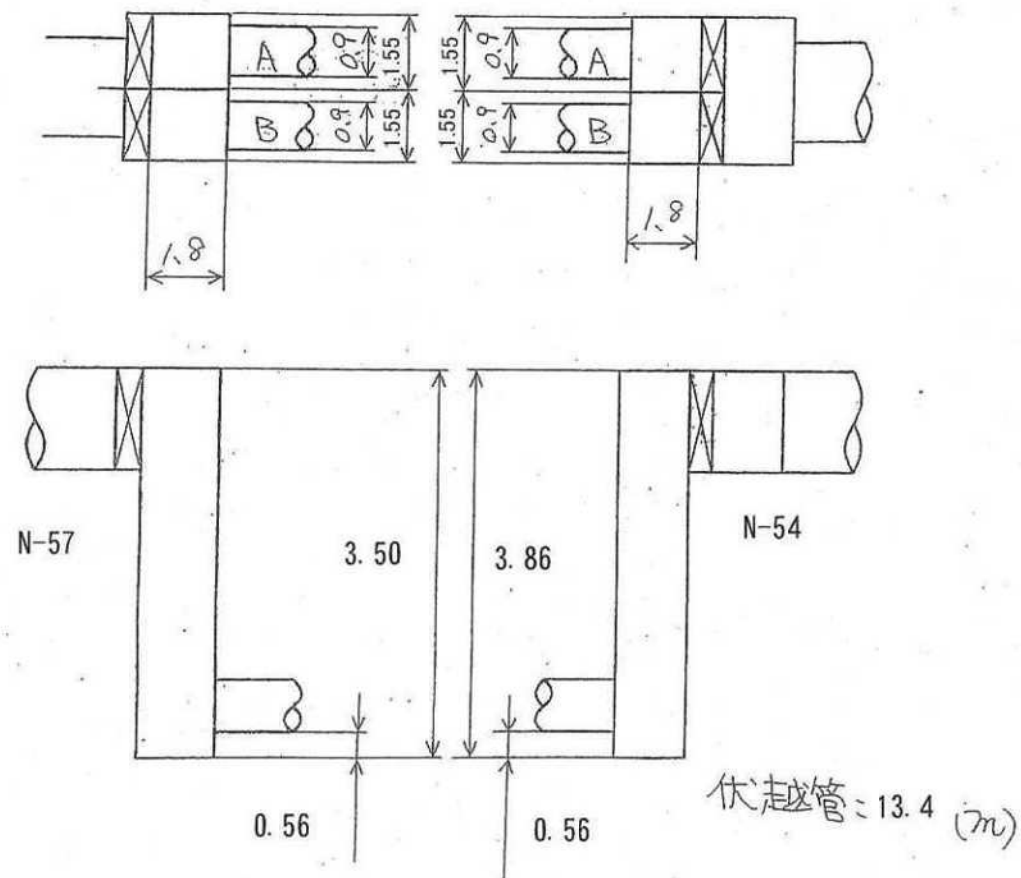


D-D断面配筋图



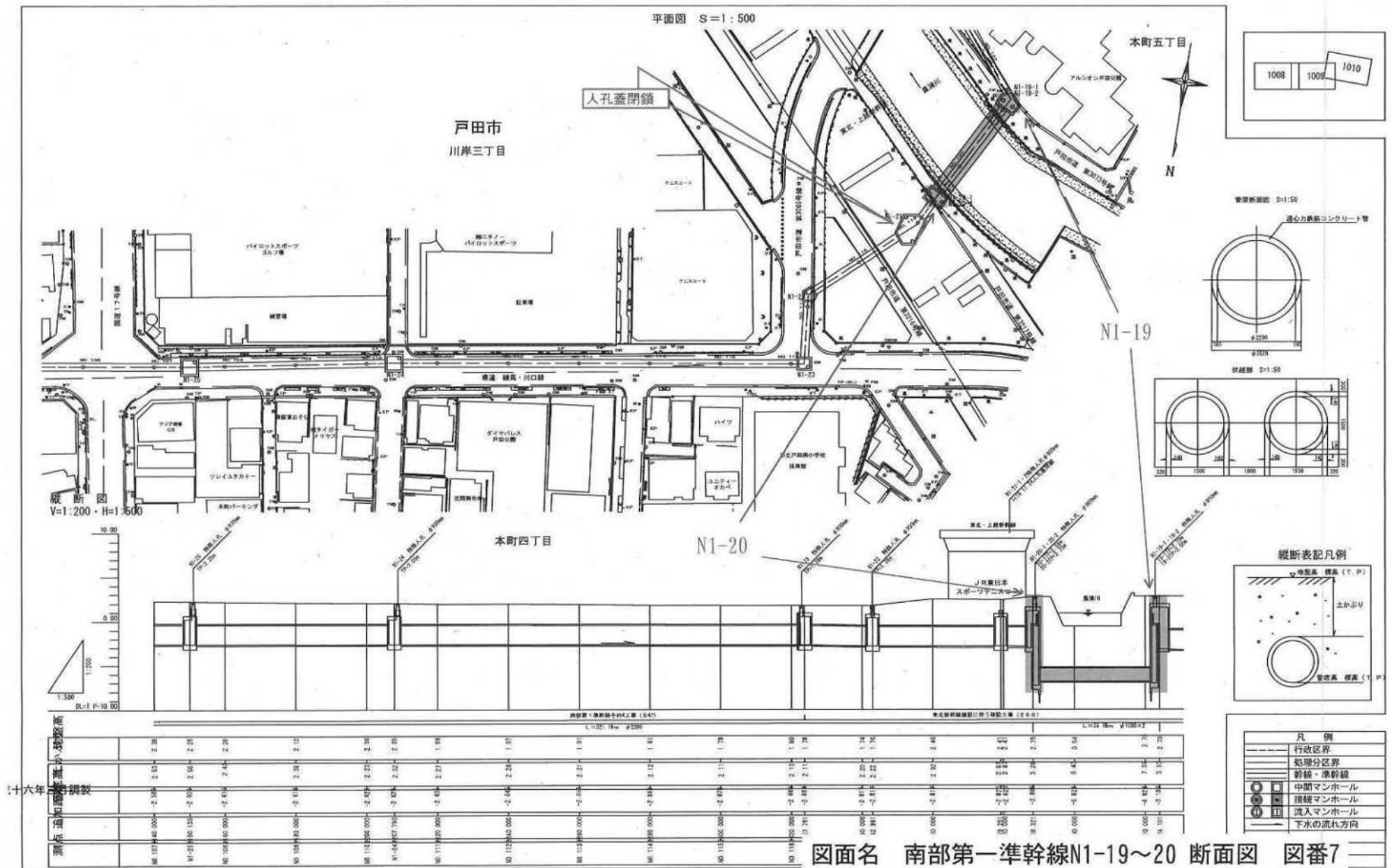
図面名 南部第三準幹線N3-56, 57 構造図 図番5

南部第三準幹線 N3-54 ~N3-57



図面番号 1009 (南部第1準幹線)

図面名 南部第一準幹線N1-19~20 断面図 図番7

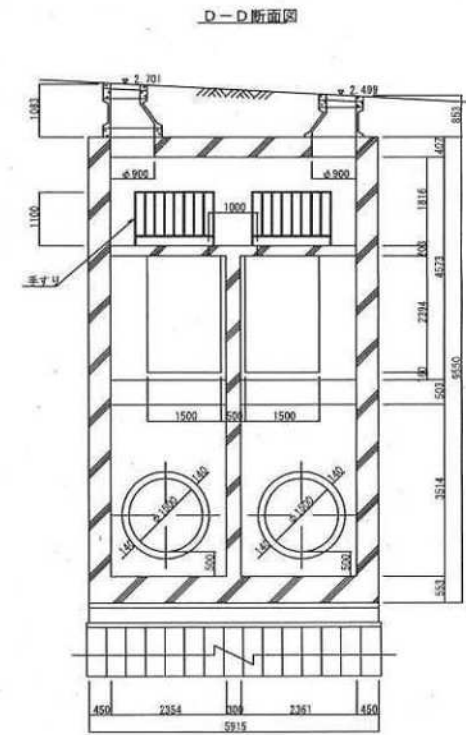
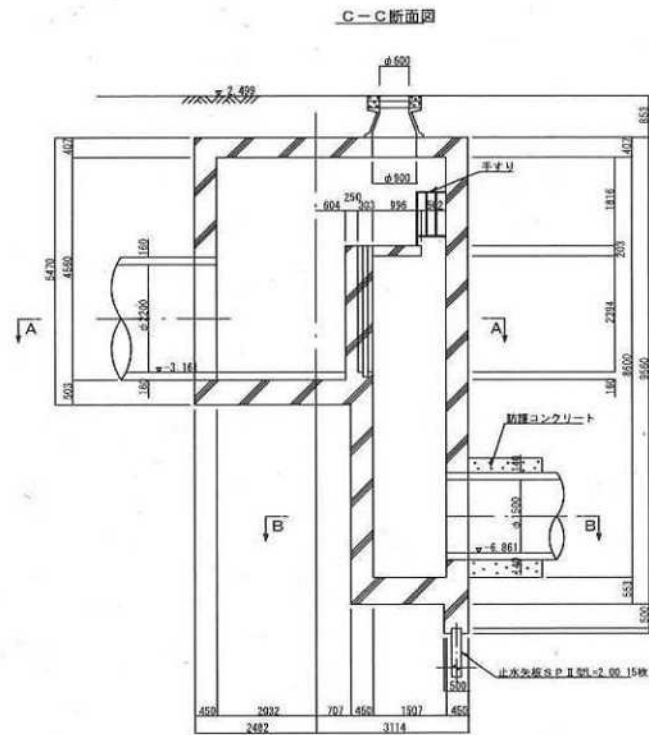
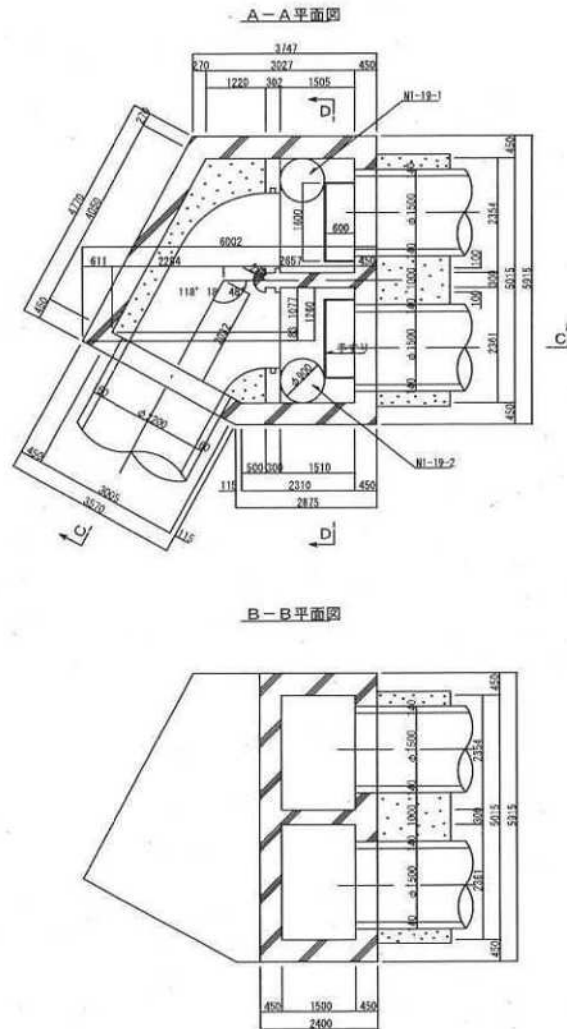


荒川左岸南部流域下水道台帳図孔構造図)
(南部第1準幹線)

埼玉県

台帳図番 第10

N1-19-1・S2 1:50



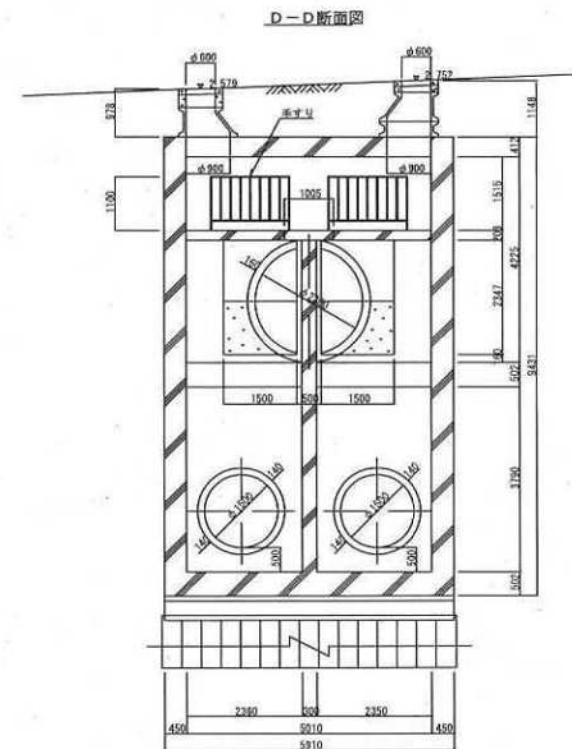
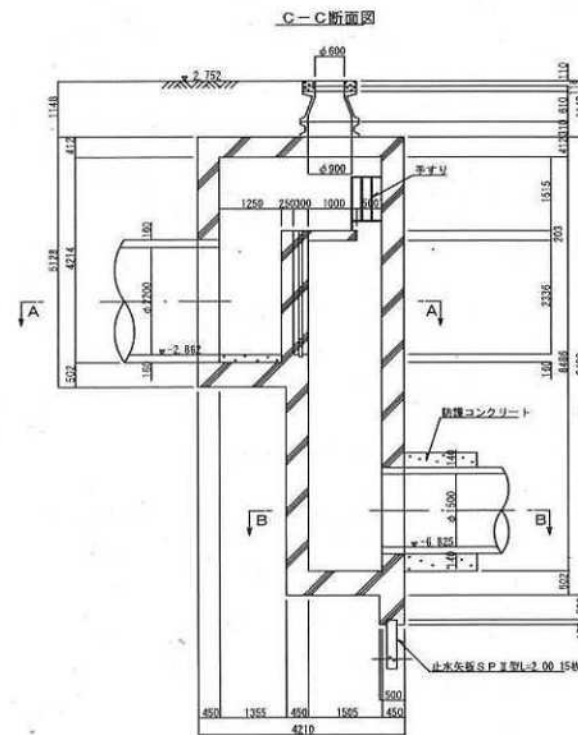
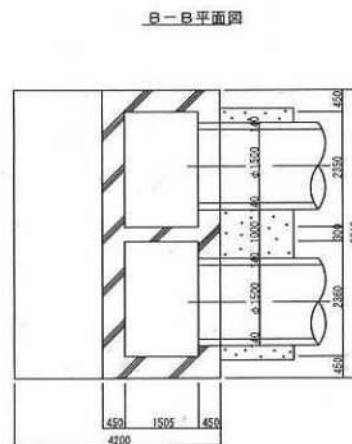
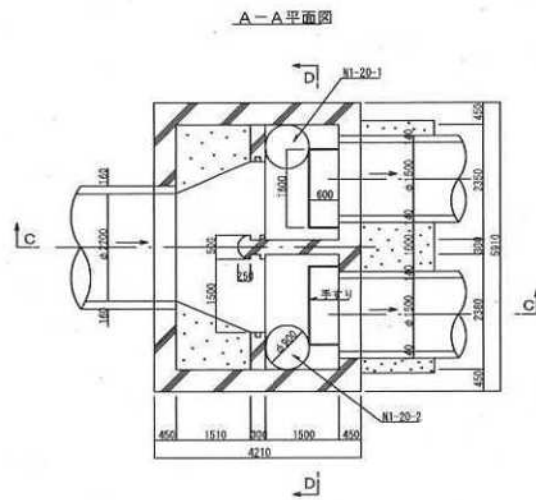
図面名 南部第一準幹線N1-19 構造図 図番8

荒川左岸南部流域下水道台帳図孔構造図)
(南部第1準幹線)

埼玉県

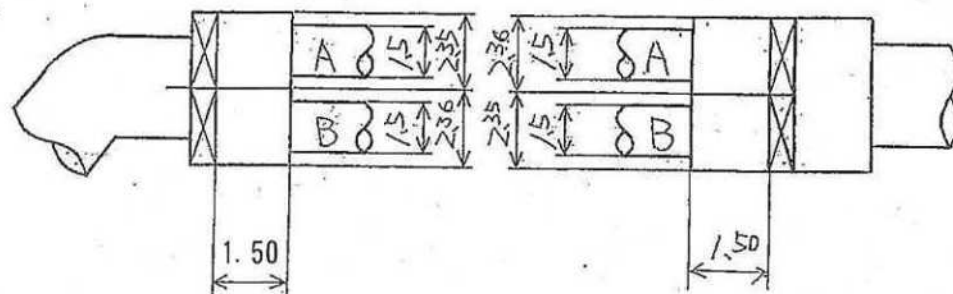
台帳図番号 09

N1-20-1・S2-1:50

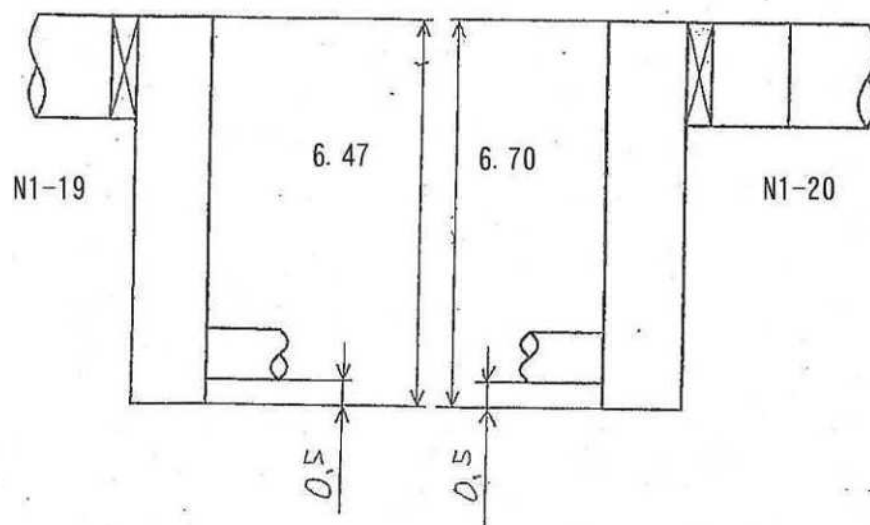


図面名 南部第一準幹線N1-20 構造図 図番9

南部第一準幹線 N1-20 ~N1-19

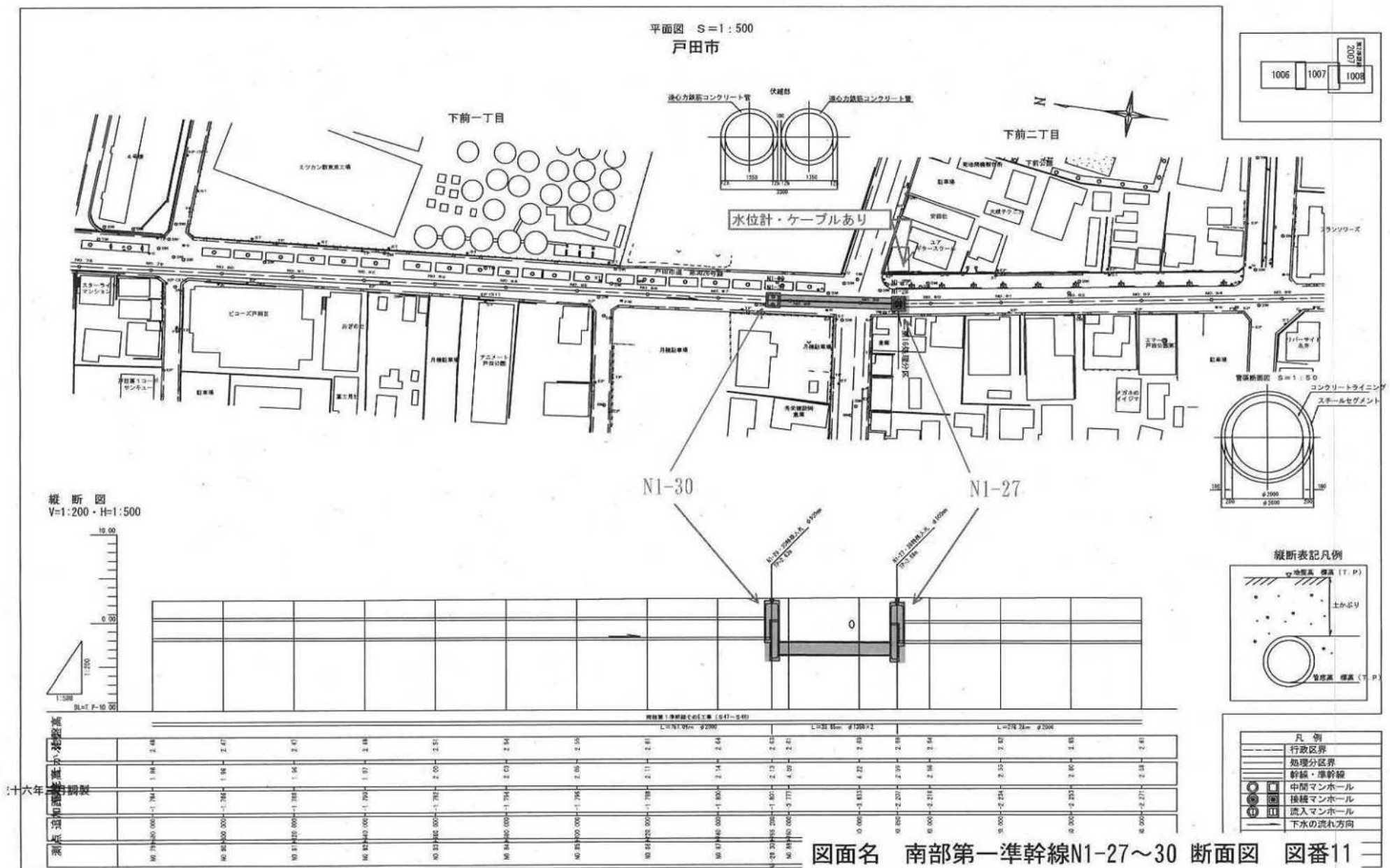


伏越管渠延長： 32.6 m×2連



図面番号 1007 (南部第1準幹線)

A diagram showing four overlapping rectangles. The first rectangle is labeled 1006. The second rectangle is labeled 1007 and overlaps the first. The third rectangle is labeled 1008 and overlaps the second. The fourth rectangle is labeled 2007 and overlaps the third. The rectangles are arranged in a sequence from left to right, with each subsequent rectangle overlapping the previous one.



図面名 南部第一準幹線N1-27~30 断面図 図番11

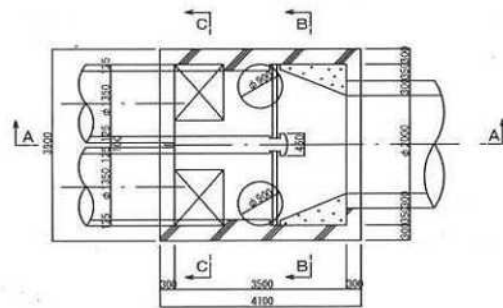
荒川左岸南部流域下水道台帳図孔構造図)
(南部第1準幹線)

埼玉県

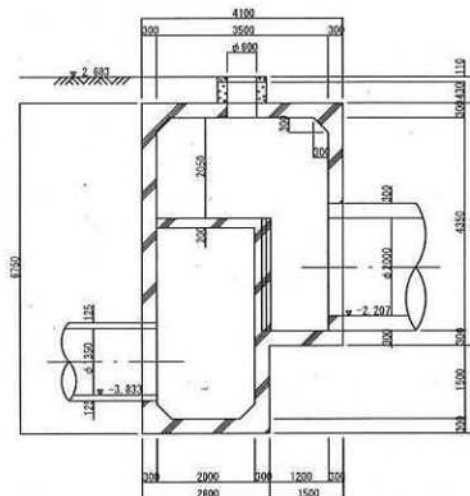
台帳図番号 007

N1-27・28=1:50

平面図

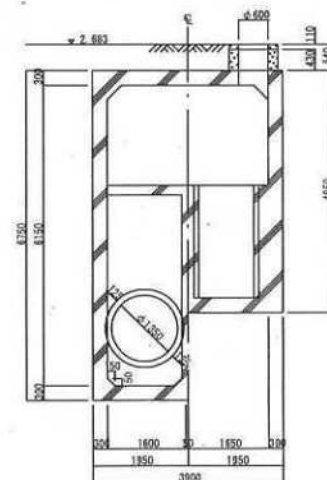


横断面図
A-A



縦断面図

C-C B-B



図面名 南部第一準幹線N1-27・28 構造図 図番12

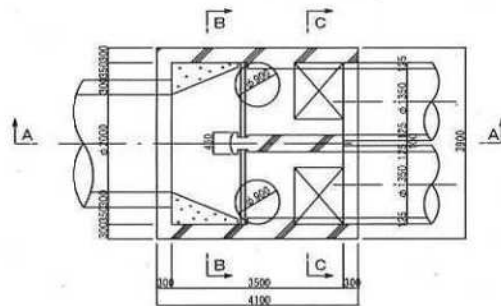
荒川左岸南部流域下水道台帳図孔構造図)
(南部第1準幹線)

埼玉県

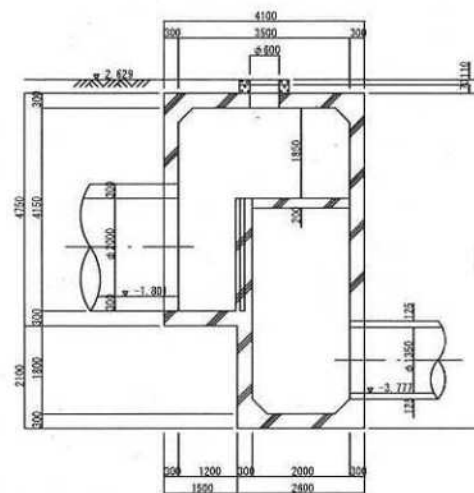
台帳図番号07

N1-29・30=1:50

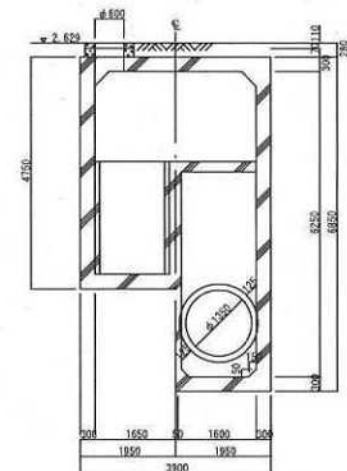
平面図



横断面図
A-A

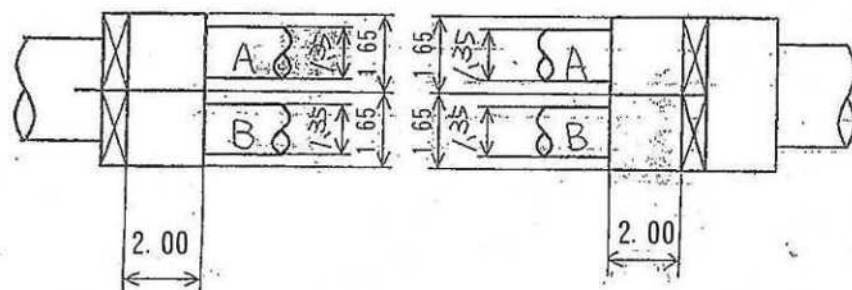


縦断面図
B-B C-C

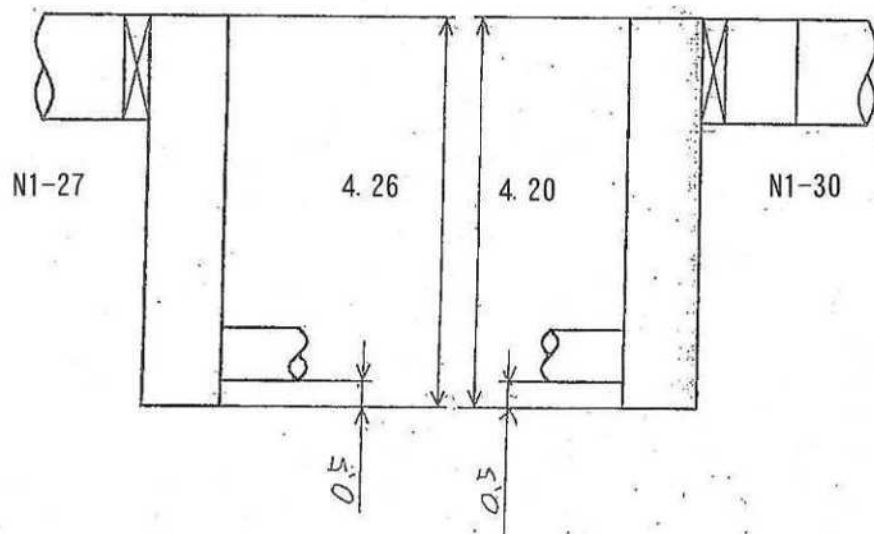


図面名 南部第一準幹線N1-29・30 構造図 図番13

南部第一準幹線 N1-30 ~ N1-27



伏越管渠延長： 32.1 m × 2 連



荒川水循環センター平面図

荒川左岸排水路

正門

車庫

東門

沈砂池

管理本館

ポンプ棟

南門

造成地

雨水沈殿池

分水槽

第8系列水処理

第7系列水処理

第6系列水処理

第5系列水処理

第4系列水処理

第3系列水処理

第2系列水処理

第1系列水処理

自家発電機棟

受変電所

濃縮棟

第1汚泥濃縮棟

第2汚泥濃縮棟

焼却炉電気棟

4号汚泥焼却炉

3号汚泥焼却炉

第2汚泥脱水機棟

第1汚泥脱水機棟

1号汚泥焼却炉

2号汚泥焼却炉

5号汚泥焼却炉

第1処理水再利用棟

第1送風機棟

油庫

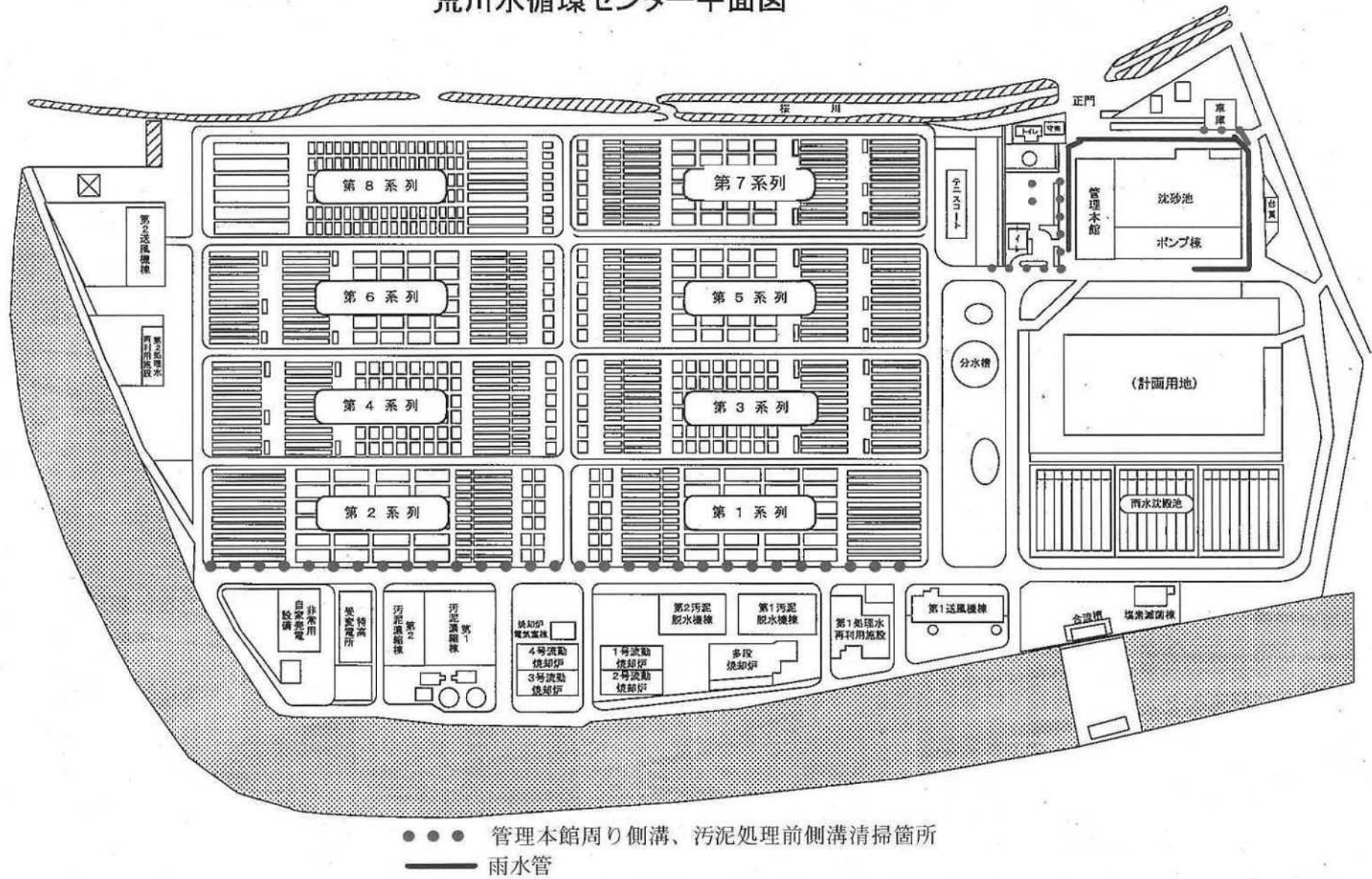
薬品注入棟

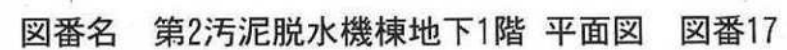
油庫

北門

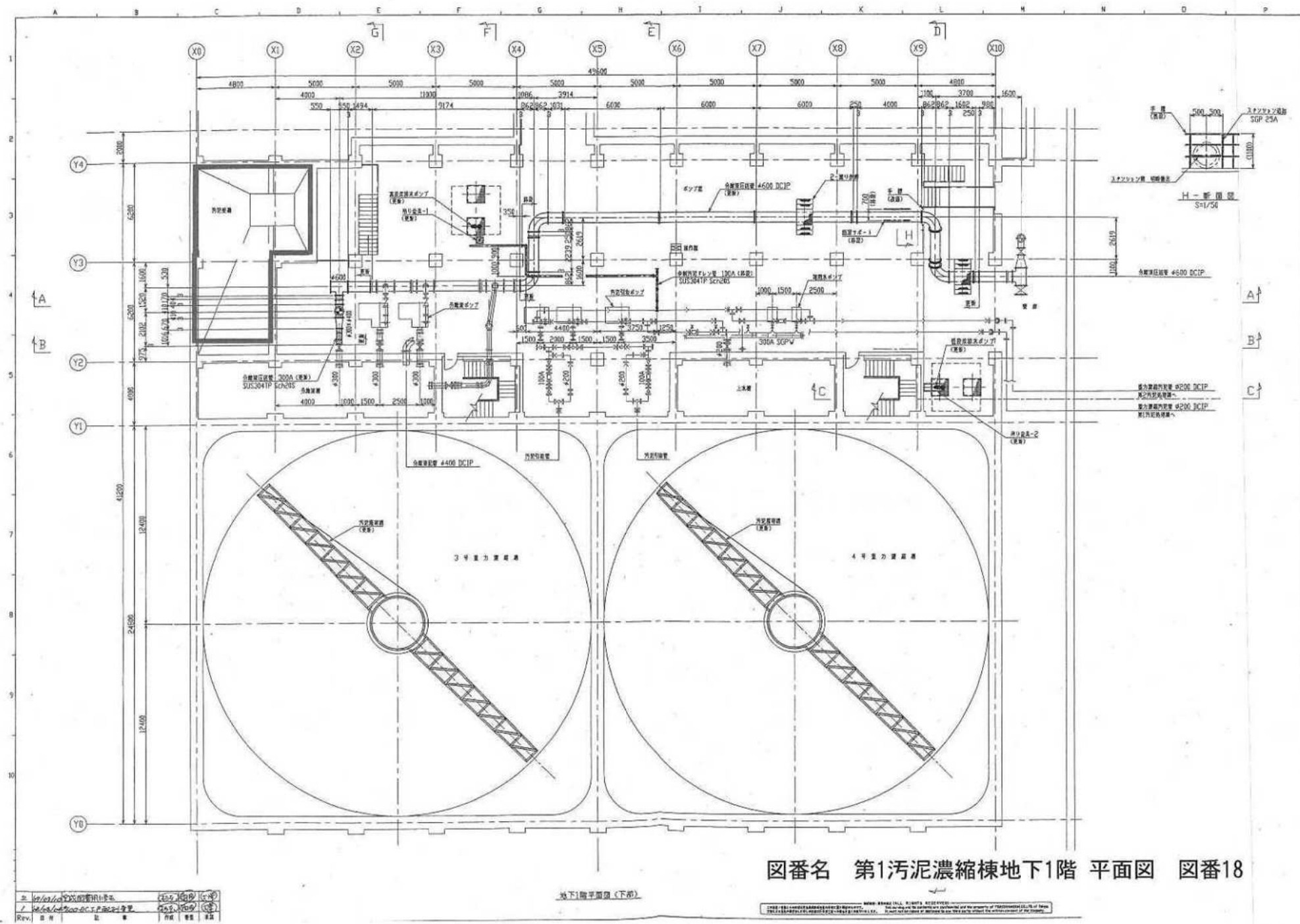
図番名 荒川水循環センター清掃対象施設 案内図(1) 図番15

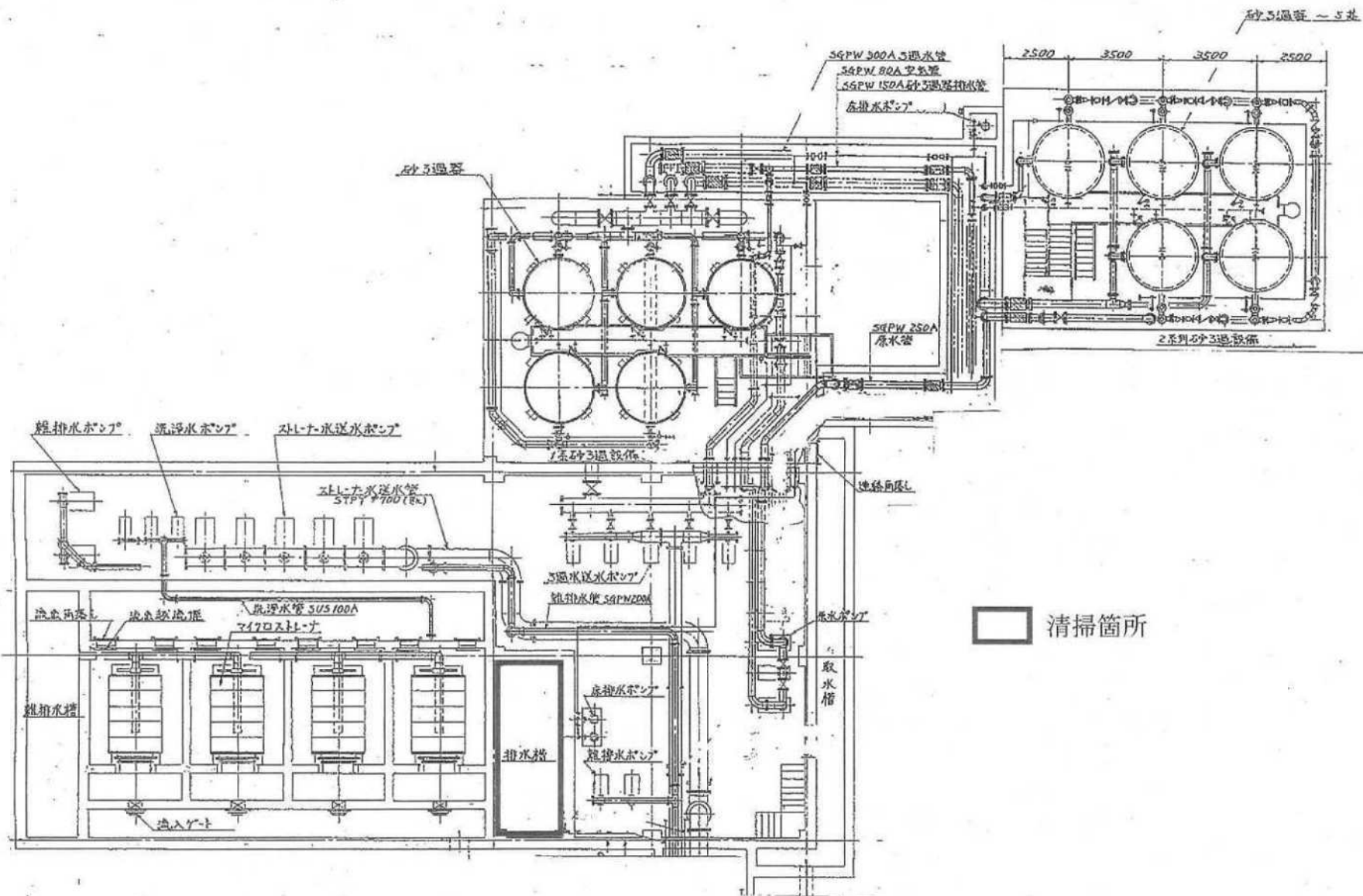
荒川水循環センター平面図





図番名 第2汚泥脱水機棟地下1階 平面図 図番17





図番名 第2処理水再利用棟1階 平面図 図番19

